

健生食輸発0723第1号
令和8年7月23日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和8年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(グアテマラ産バナナのプロフェジン、中国産いちごのパクロトラゾール、オーストラリア産トリュフのアルドリン及びディルドリン並びにベトナム産ワニ肉のドキシサイクリン)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発0331第2号(最終改正:令和8年7月16日付け健生食輸発0716第2号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、グアテマラ産バナナ及び中国産いちごのモニタリング検査において、残留農薬等の基準に違反した事例があったことから、モニタリング通知を下記のとおり改正する。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、オーストラリア産トリュフ及びベトナム産ワニ肉についてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別表第2への追加

- ・グアテマラ産バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のプロフェジン

2. 別表第3への追加

- ・グアテマラ産バナナ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のプロフェジン(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「COMPANIA DE DESARROLLO BANANERO DE GUATEMALA, S.A.」であるものに限る。)
- ・中国産いちご及びその加工品(簡易な加工に限る。)のパクロトラゾール(製造者、製造所、輸出者又は包装者が「SHANDONG GUANGHUA AGRICULTURAL PRODUCTS CO., LTD」であるものに限る。)

3. 別表第2から削除

- ・オーストラリア産トリュフ及びその加工品(簡易な加工に限る。)のアルドリン及びディルドリン
- ・ベトナム産ワニ肉及びその加工品(簡易な加工に限る。)のドキシサイクリン

4 . 別表第 3 から削除

- ・ オーストラリア産トリュフ及びその加工品（簡易な加工に限る。）のアルドリン及びディルドリン（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「FARM PARTNERS PTY LTD」であるものに限る。）
- ・ ベトナム産ワニ肉及びその加工品（簡易な加工に限る。）のドキシサイクリン（製造者、製造所、輸出者又は包装者が「BAF VIETNAM AGRICULTURAL JOINT STOCK COMPANY BRANCH IN LONG AN」又は「DIC VIETNAM EXIM CO.,LTD」であるものに限る。）